

鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（スーパー梨団地整備事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、高収益品目である鳥取県オリジナル品種を主体とした梨の園芸団地を戦略的に整備し、産地活性化の拠点とするとともに、新規就農者や定年退職者等の多様な担い手の参入を促すために、生産施設の整備、効果的な募集・宣伝広告及び参入後の新規就農者等への支援を一体的に行うことを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1の第2欄に掲げる者とする。なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

（補助金の額の算定）

第5条 本補助金は、次に掲げる補助対象事業の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- （1）育成促進対策については、別表第1の第4欄に定めるところにより算定した額。
- （2）生産基盤整備対策、借地料支援及び参入者募集支援（以下「産地整備事業」という。）については、別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額。

（交付申請等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 産地整備事業について本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでない場合は、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した補助金の額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 産地整備事業について本補助金の交付を受ける者（次項において「産地整備補助事業者」という。）は、実績報告に当たっては、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 産地整備補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（事業状況報告書の提出）

第10条 育成促進対策において本補助金の交付を受けた者は、事業実施から4年を経過する日の属する年度の翌年度の4月10日までに様式第3号による育成管理状況報告書を提出するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により補助事業者が取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 補助率	5 補助上限額	備考
生産基盤整備対策 ※(2)(3)	JA,生産組織等	梨団地整備に係る経費 ・新植または改植(全面改植)にかかる経費 (抜根、伐採、整地、土壌改良、土壌消毒、苗木代及び既存の梨団地を再整備する場合の施設等の撤去等にかかる経費) ・果樹棚、網掛け施設の整備にかかる経費 ・かん水施設、排水施設、園内道等の整備にかかる経費	3/4		事業実施主体、事業内容及び留意事項の詳細は、戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金(スーパー梨団地整備事業)交付要綱(平成28年11月1日制定第201600094166号鳥取県農林水産部通知)による。
育成促進対策※(4)(5)	上記に掲げるもののうち、「二十世紀」、「新甘泉」及び「王秋」の新植・改植を行った者		新植、改植を行った面積に、別表2に定める奨励金の額を乗じて得た額		
借地料支援※(4)	JA,生産組織等	育成期間中の借地料(土地改良に係る賦課金も含む)	2/3	37千円/10a	
参入者募集支援	JA,生産組織等	梨団地に参入する新規就農者等の確保に係る経費(就農モデル等の情報を盛り込んだ産地PRビデオ・募集パンフレットの作成・配布、視察・研修等の受け入れに係る経費(資料代、講師料等)等)	2/3	600千円(1事業実施主体あたり)	

※(1)補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※(2)鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱及び鳥取市果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付要綱の別表2の1に定める国事業の取組及び同表の2に定めるやらいや果樹園整備の取組を実施する場合のみを事業対象とする。

※(3)鳥取梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日付第201300206512号農林水産部長通知。以下、「要領」という。)第3の(2)イ(ア)に定める品種を対象とする。ただし、新規就農者等の入植を予定する場合は植栽品種の制限は行わない。施工箇所毎の下限面積及び植栽密度、やらいや果樹園整備の取組、植栽した対象品種の処分、ジョイント仕立てを行う場合の特例、網掛け施設の網の整備時期については、要領第3に定めるとおりとする。

※(4)新規就農者等の入植またはそれを予定する場合のみを対象とし、育成の開始から5カ年を支援の限度とする。

※(5)育成促進対策のうち、育成管理を中止する場合と再交付の禁止については、要領第3の(2)に定めるとおりとする。

別表第2

奨励金の額(円/10a)	
ジョイント栽培の場合	ジョイント栽培以外の場合
600,000	340,000

様式第1号(第6条、第9条関係)

年度鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業(スーパー梨団地整備事業)
実施計画書及び収支予算書(又は実績報告書及び収支決算書)

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

別紙のとおり

第3 事業費の内訳

対 象 事 業	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		市町村費	基金協会	事業実施主体	
生産基盤整備対策 育成促進対策 借地料支援 参加者募集支援	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金 基金協会補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表第1※(1)ただし書の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 消費税の取扱い(一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※事業実施主体が該当するいずれかに○してください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名							
区 分	受益面積	事業費	負 担 区 分				備考
			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
・新植 ・改植 ・果樹棚 ・網かけ施設 ・かん水施設 ・排水施設 ・園内道等の整備	a	円	円	円	円	円	
合 計							

2 育成促進対策

市 町 村 名				
面 積	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		県費	市町村費	
a	円	円	円	

3 借地料支援

事業実施主体名					
面 積	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県 費	市町村費	事業実施主体	
a	円	円	円	円	

4 参入者募集支援

事業実施主体名				
事業費	負担区分			備考
	県費	市町村費	事業実施主体	
円	円	円	円	

5 添付資料

対象事業	添 付 資 料
1 生産基盤整備対策	(1) 位置図 (2) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (植栽状況がわかるものとする) (3) 現況写真(又は完成写真) (4) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し (交付申請時は省略可) (5) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料 (別表第1※(1)ただし書の申請を行う場合) (6) 入植状況報告書(別記様式第1号) (入植者未定の区画については、決定する毎に提出すること)
3 借地料支援	(1) 位置図 (2) 現況写真 ※(1)及び(2)ともに、1の(1)及び(3)で代用可能とする。
4 参入者募集支援	(1) 実施した内容の分かる資料(募集パンフレット、配付資料、参加者名簿等) (2) 活動の様子がわかる写真

入植状況報告書

年 月 日
事業実施主体：_____

区画 番号	面積 (a)	入植者氏名	入植者住所	新規就農者等に 該当・非該当の別

※ 入植者が未定の区画については、入植者氏名の欄に「未定」と入植すること。

年 月 日

鳥取市長 様

氏名

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金(スーパー梨団地整備事業)について、鳥取市鳥取市戦略的スーパー園芸団地整備事業費補助金(スーパー梨団地整備事業)交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) 金 円
- 5 添付資料
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

様式第2号 別紙(第9条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1)補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費 の内 訳							

- (2)課税売上割合 %
- (3)補助金に係る仕入控除税額の計算方法

育成管理状況報告

報告日： 年 月 日

植 栽 年 度	年 度	生 産 者 名		市 町 村 名	
果樹園所在地		品 種 名			
面 積	a	苗木(高接ぎ)本数			
見 取 り 図	※果樹園の面に対象品種や既存品種の植栽位置を○，△，□等の印で分けたもの。 ※ジョイント仕立てに取り組む場合は、ジョイント実施状況がわかるように記載する。				
写 真					